

原管 P 発第1305154号
平成25年5月15日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定
に基づく保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項の規定に基づき、保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴機構に対し弁明の機会の付与しますので、弁明がある場合には、平成25年5月23日までに文書により提出してください。

記

1 予定している不利益処分内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、(1)に掲げる原子炉施設について、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担、責任と権限を確認した上で(2)を踏まえ保安規定を変更すべきことを命令すること。

(1) 対象となる原子炉施設

高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）

(2) 保安規定を変更すべき内容

- ① 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること
- ② コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること
- ③ 経営層、発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること

- ④ 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること

2 不利益処分の原因となる事実

平成25年1月31日に貴機構から結果報告書の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査、平成24年度第4回保安検査等を通じて、もんじゅに関し、組織的要因等根本原因分析結果及び再発防止対策について、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分であることを確認した。また、当委員会の指摘を受けるまで、貴機構が点検時期の超過を認識し改善に取り組むことができなかったことから、貴機構の安全文化が劣化していることを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、もんじゅの保安活動を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更の必要があると判断する。

3 弁明書の提出先

原子力規制委員会原子力規制庁安全規制管理官（PWR・新型炉担当） 付
〒106-8450
東京都港区六本木1丁目9番9号
TEL：03-3581-3352（代表）

以上